

第37回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和4年6月30日(木)
- 2 開催時間 午後4時00分開会 午後4時57分閉会
- 3 開催場所 帯広市役所10階 第5AB会議室
- 4 出席委員 25名
 - 1番 兒玉 康英
 - 2番 吉田 宏一
 - 3番 小倉 豊
 - 4番 堀口 宏敏
 - 5番 荒川 満雄
 - 6番 松金 栄治
 - 7番 廣瀬 智美
 - 8番 中村 博志
 - 9番 尾関 健一
 - 10番 野原 幸治
 - 11番 丸谷 友姫
 - 13番 岩城 利寛
 - 14番 森 和裕
 - 15番 飯田 祐一
 - 16番 梶川 毅
 - 17番 山崎 博之
 - 18番 深田 敬吾
 - 19番 濱野 敏夫
 - 20番 石崎 一彦
 - 21番 吉田 利彦
 - 22番 廣瀬 文彦
 - 23番 石川 俊浩
 - 24番 室崎 公一
 - 25番 中村 正信
 - 26番 中谷 敏明
- 5 欠席委員 1名
 - 12番 合歓垣 利隆
- 6 議事録署名委員
 - 7番 廣瀬 智美
 - 8番 中村 博志
- 7 議事内容
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
 - (4) 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に係る専決処分について
 - (5) 報告第5号 市街化区域内の農地法第5条に係る農地転用届出について
 - (6) 報告第6号 農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について
 - (7) 報告第7号 調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
 - (8) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (9) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (10) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
 - (11) 議案第4号 農地の転用許可申請に対する決定について
 - (12) 議案第5号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
 - (13) 議案第6号 農用地利用集積計画の案の決定について
 - (14) 議案第7号 農用地買入協議要請の決定について

8 傍聴人 なし

9 事務局 出席職員

| | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 事務局長 | 山名 克之 | 農地課長 | 境 憲行 |
| 農地係長 | 佐々木 正人 | 農地係主任補 | 齊藤 千紘 |
| 農地係主任補 | 本間 大慎 | 農地係係員 | 伊藤 智哉 |

| | |
|----------|--|
| 事務局 長 | ご起立願います。礼。ご着席ください。 |
| 議長 | ただいまより、第37回帯広市農業委員会を開会いたします。 |
| 中谷 会長 | (会長より、近況を含め挨拶) |
| 議長 | それでは議事に入ります。 初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。 会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 |
| (委員) | (なし) |
| 議長 | ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。 次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。 |
| 事務局 長 | 報告いたします。 本日の出席委員は25名です。議席番号12番 合歓垣委員につきましては、欠席の申出を受けております。 委員の出席数が定足数に達しておりますことから、本日の総会が成立していることをご報告いたします。 本日の議事は、開催次第3.次第にあるとおり、報告が7件、議案が7件です。 (配付資料の確認) 以上です。 |
| 議長 | 次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。 本日の議事録署名委員には、7番 廣瀬智美委員、8番 中村博志委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。 |
| 事務局(境課長) | 報告案件に入る前に、事務局より本日の総会の進行について説明させます。 総会の進行にあたり、感染予防策の一環として極力開催時間を短縮するため、事前にお配りしております報告案件につきましては、第1号、第4号、第5号の説明を省略し、議案につきましても表現を省略するなど簡略化しておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。 以上です。 |
| 議長 | それでは報告案件に入ります。報告第1号及び第4号、第5号につきましては、事前に資料を送付し、内容をご確認頂いておりますので省略いたします。 また、報告第6号及び第7号につきましては、関連する内容の議案第2号及び第7号にて一括してご説明いたします。 |

では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」および報告第3号「農地利用状況調査（農地パトロール）の結果について」を一括して報告いたします。

5月分の調査結果について、野原調査委員長より報告をお願いします。

野原調査委員長

25日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明の附番4から8の5件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

つづきまして、2. 農地法第5条の一時転用許可に係る復元完了についてですが、附番1の1件について現地調査をしたところ、農地として復元完了していることを確認いたしました。

次に、3. 農地法第5条の転用に係る完了についてですが、附番1の1件について現地調査をしたところ、工事が完了していることを確認いたしました。

最後に、4ページ、報告第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）についてですが、第1回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。

昭和町 1, 278ヘクタール、幸福町 848ヘクタール、中島町 698ヘクタール、合わせて2, 824ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、5月分の報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

次に、6月分の調査結果について、中村正信調査委員長よりお願いいたします。

中村（正）調査委員長

10日の調査ですが、3ページ 報告第2号 1 現況証明の附番9の1件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

つづきまして、2. 農地法第5条の転用に係る完了についてですが、附番2の1件について現地調査をしたところ、工事が完了していることを確認いたしました。

最後に、4ページ、報告第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）についてですが、第2回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。広野町

1, 487ヘクタール、八千代町 1, 019ヘクタール、拓成町 219ヘクタール、合わせて2, 725ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、6月分の報告を終わります。

| | | |
|------------|--------|---|
| 議 | 長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>以上、調査委員長より報告がありました。ご質問等ございませんか。</p> |
| (委 員) | (なし) | |
| 議 | 長 | <p>特に無いようですので、報告第2号及び第3号はこれで終わります。</p> <p>以上で、報告案件はすべて終了いたしました。</p> <p>これより議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明させます。</p> |
| 事務局(齊藤主任補) | | <p>農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。</p> <p>(議案第1号、附番3から9の7件の合意解約について朗読・説明)</p> <p>以上附番3から9の7件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。</p> |
| 議 | 長 | <p>それでは審議に入りますが、附番5については吉田宏一委員が関係しておりますので、委員の退席後に審議を行います。</p> <p>【吉田宏一委員退席】</p> |
| 議 | 長 | <p>それでは、附番5についての審議を行います。</p> <p>ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。</p> |
| (委 員) | (なし) | |
| 議 | 長 | <p>ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。</p> <p>【吉田宏一委員着席】</p> |
| 議 | 長 | <p>引き続き、附番5を除く6件について審議を行います。先ほどの説明に対するご質問あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況について、ご異議ございませんか。</p> |
| (委 員) | (なし) | |
| 議 | 長 | <p>ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。</p> <p>次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。</p> |

事務局(齊藤主任補)

農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。
(議案第2号、附番10のあっせんによる売買1件、附番11の贈与による所有権移転1件、附番12の使用貸借1件、附番13の売買に伴う所有権移転1件について調査票に基づき朗読、説明。)

以上附番10から13の4件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。

議

長

それでは議案第2号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入りますが、附番10については堀口委員が関係しており、帯広市農業委員会委員議事参与に関する申し合わせに基づき、議事参与の辞退の申し出がありましたので、ここで一時退席していただきます。

【堀口委員退席】

議

長

それでは附番10について審議を行います。
ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委 員)

(なし)

議

長

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。

【堀口委員着席】

議

長

引き続き、附番10を除く3件について審議を行います。
附番13について、兒玉委員よりお願いいたします。

兒 玉 委 員

それでは意見を申し上げます。附番13です。受人は地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の周辺で営農を行う農業者です。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと思います。意見は以上です。

議

長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委 員)

(なし)

議

長

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。
次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明させます。

| | |
|-----------|--|
| 事務局(伊藤係員) | <p>農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。</p> <p>(議案第3号、「1. 農業就業者育成・確保施設整備計画」附番6の農家住宅整備計画1件、「2. 農用地利用計画」附番5の農業用施設への用途変更1件、附番6のその他(農家住宅)への用途変更1件、「3. 農地転用計画」附番5の農業用施設建設のための転用1件、附番6の農家住宅の建築のための農地転用1件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> |
| 議長 | <p>それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>「2. 農用地利用計画」附番5及び「3. 農地転用計画」附番5について、堀口委員よりお願いいたします。</p> |
| 堀口委員 | <p>それでは意見を申し上げます。附番5ですが、施設敷地内には余地がなく、周辺農地や周辺環境には影響はないものと思われまますので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。意見は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。次に、「1. 農業就業者育成・確保施設整備計画」附番6、「2. 農用地利用計画」附番6及び「3. 農地転用計画」附番6について深田委員よりお願いいたします。</p> |
| 深田委員 | <p>それでは意見を申し上げます。附番6です。本件に関しては、敷地内に余地はなくこの転用によって周辺農地や周辺環境に影響はないものと思われまますので、申請地を転用し建設することはやむを得ないものと考えます。意見は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。</p> |
| (委員) | <p>(なし)</p> |
| 議長 | <p>ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更に関し異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。</p> <p>次に、議案第4号「農地の転用許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。</p> |
| 事務局(伊藤係員) | <p>農地法第4条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第4号、附番2の農業用施設の建設1件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> |
| 議長 | <p>なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第4条の各要件に合致していることを確認しております。</p> <p>それでは、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番2について、堀口委員よりお願いいたします。</p> |

| | |
|-----------|---|
| 堀 口 委 員 | <p>それでは意見を申し上げます。附番2ですが、議案第3号 附番5で説明したとおり、申請地を転用し建設することはやむを得ないものと考えます。意見は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。</p> <p>ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p> |
| (委 員) | (なし) |
| 議 長 | <p>ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定しました。</p> |
| 事務局(伊藤係員) | <p>次に、議案第5号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明させます。</p> <p>農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第5号、附番2の農家住宅の建設のための農地転用1件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> |
| 議 長 | <p>なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。</p> <p>それでは議案第5号について、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番2について、深田委員よりお願いいたします。</p> |
| 深 田 委 員 | <p>それでは意見を申し上げます。附番2ですが、議案第3号 附番6で申し上げたとおり、申請地を転用し建設することはやむを得ないものと考えます。意見は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。</p> <p>ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p> |
| (委 員) | (なし) |
| 議 長 | <p>ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定しました。</p> <p>次に、議案第6号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明させます。</p> |

| | |
|------------|--|
| 事務局(齊藤主任補) | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。 |
| | (議案第6号、一般分(1)賃借権等の設定 附番22から27の6件について、調査書に基づき朗読・説明。) |
| | 以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。 |
| 議長 | それでは審議に入ります。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。 |
| (委 員) | (なし) |
| 議長 | ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第7号「農用地買入協議要請の決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。 |
| 事務局(本間主任補) | 農地中間管理機構による農用地の買入が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、次の農用地買入協議要請について決定を求めます。 |
| | (議案第7号、附番1から5の5件について、調査書に基づき朗読・説明) |
| 議長 | それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは農用地買入協議要請を決定することについてご異議ございませんか。 |
| (委 員) | (なし) |
| 議長 | ご異議が無いようですので、本件は帯広市長に対して農用地買入協議の要請をすることに決定いたしました。 |
| | 以上で、議案の審議は全て終了いたしました。 |
| | 予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。 |
| (委 員) | (なし) |
| 議長 | 特に無いようですので、以上で終了いたします。 次に、事務局より連絡事項を説明させます。 |
| 事務局(佐々木係長) | (事務局から連絡事項の説明) |
| 議長 | ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。 |
| (委 員) | (なし) |
| 議長 | 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。 |
| 事務局 長 | ご起立願います。お疲れさまでした。 |